

三原市教育委員会の後援等に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、三原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、学校教育、社会教育その他の所管に属する事務の発展に寄与する事業に対して、後援及び共催（以下「後援等」という。）を行う場合の取扱いに関し、承認基準、承認手続その他必要な事項を定めるものとする。

2 教育委員会が行う後援等の名義は「三原市教育委員会」とし、すべてこの基準に基づき行うものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 後援 教育委員会が当該事業の企画及び運営等への指導及び助言等を行うことができるもの。

(2) 共催 教育委員会が当該事業を奨励し、かつ、主催者の一員として企画及び運営等に原則として参画することが適当であるもの。

(申請者)

第3条 教育委員会に後援等を申請することができる者は、当該事業を実質的に主催する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業を市内で開催しようとする場合には、主管団体が申請することもできる。

(1) 全国大会及び全国規模で開催される事業

(2) 県大会及び県規模で開催される事業

(3) 前号を上回る規模で開催される大会及び事業

2 申請者は、当該事業実施の1箇月前までに申請書を提出しなければならない。

(受理することのできる申請者等の基準)

第4条 教育委員会は、事務所の所在地が市内にある申請者が、次の各号のいずれかに該当し、市内で事業を実施しようとするとき、後援等の申請を受理する。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条第1項に規定する公共的団体等

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

- (3) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された公益法人（祭祀及び宗教に係る公益事業を行う者を除く。）
- (4) 学校教育，社会教育その他の所管に属する事務の発展に寄与する事業を行うことを主たる目的とする団体
- (5) 放送機関，新聞社，通信社その他の報道機関
- (6) 前各号に掲げるもののほか，教育委員会が特に後援等を行うことを必要と認める団体

2 前項の規定にかかわらず，申請者が次の各号のいずれかに該当するとき，後援等の申請を受理する。

- (1) 国の機関
- (2) 地方公共団体及びその機関
- (3) 広島県教育委員会の後援等を得た事業を実施する者
(受理しない申請者等の基準)

第5条 教育委員会は，申請者が次の各号のいずれかに該当するとき，後援等の申請を受理しない。

- (1) 申請者又は事業の名称の全部又は一部に，個人の姓名，雅号その他個人に属する名称の全部又は一部が使用されているとき。ただし，次のいずれかに該当する場合は，この限りでない。

ア 当該個人が既に死亡しているとき。

イ 当該個人が申請者に所属しない等当該個人と申請者との間に密接な関係がないと教育委員会が認めるとき。

ウ スポーツその他の大会において賞杯名に使用する場合であって，申請者の名称と賞杯名とが異なると教育委員会が認めるとき。

エ 申請者が第4条第1項第1号から第3号までに規定する団体又は同条第2項第1号及び第2号に規定する団体であるとき。

- (2) 申請者が宗教法人法（昭和26年法律第126号）第12条の規定により設立された宗教法人であるとき。

(事業内容に関する基準)

第6条 教育委員会は，後援等の申請があった事業が，次の各号のいずれにも該当すると認

める場合に限り、後援等を承認するものとする。

- (1) 教育委員会の教育行政の運営方針に反しないこと。
- (2) 学校教育，社会教育その他の教育委員会の所管に属する事務に関する事業の振興及び普及に貢献し，公益に寄与すると認められること。
- (3) その内容が広く一般に公開されていること。ただし，次の各号に掲げる団体が実施する研究会については，その構成員のみが出席する場合であっても，研究内容を広く一般に公開することをもって，公開されていることとみなす。

ア 次の各号のいずれにも該当する研究団体

- (ア) 教職員の資質向上に資する研究を目的とするもの。
- (イ) 研究内容が学習指導要領に準拠し，教育の中立性が確保されるもの。
- (ウ) 広島県教育委員会又は東部教育事務所が，主催又は共催しているもの。

イ 三原市教育委員会が補助金を交付する社会教育団体

ウ 三原市教育委員会が負担金（参加負担金を除く。）を支払う社会教育団体その上部団体及び構成団体で三原市全域を活動区域とする団体

2 前項の規定にかかわらず，教育委員会は，次の各号のいずれかに該当すると認める場合は，前項第3号に掲げる団体を除き，後援等を承認しないものとする。

- (1) 特定の宗教又は政党を支持し，又は支持しないことを目的とするもの。
- (2) 公序良俗に反するもの，又はそのおそれがあるもの。
- (3) 青少年の健全育成を阻害するもの，又はそのおそれがあるもの。
- (4) 主として営利を目的とするもの。
- (5) グループ等が行う同人活動等で，公共性が著しく乏しいもの。
- (6) 私的な教室，その他の発表会，リサイタルに類する事業で，公共性が著しく乏しいもの。
- (7) 市内全域を対象に実施しない活動
- (8) 後援者又は共催者に私企業，営利団体，宗教団体及び政治団体等が参加しているもの。
- (9) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある団体が参加しているもの。
- (10) 前回承認時に諸届・報告及び必要書類の提出を怠ったもの。

(11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が後援等を行うことが不相当であるもの。

(申請の手続等)

第7条 後援等の申請をするものは、後援名義使用（共催）申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請に当たっては、次の書類を当該申請書に添付しなければならない。ただし、教育委員会が必要に応じ認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。

(1) 申請する団体その他の役員名簿及び規約又はこれらに類するもの。

(2) 参加料、入場料その他これに類すると委員会が認めるものを徴収する場合にあっては、収支予算書（様式第2号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

3 教育委員会は、後援等を承認するときは後援名義使用（共催）承認書（様式第3号）を、後援等の承認を行わないときは後援名義使用（共催）不承認通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

4 後援等の承認を受けたものは、教育委員会が指定する方法により後援等の名義の表示をしなければならない。

5 後援等の承認を受けたものは、承認後に申請時の事業内容等について変更が生ずるときは、遅滞なく後援名義使用（共催）変更届（様式第5号）を教育委員会に提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。

6 後援等の申請・承認に係る事務は、原則として申請書を受理した日から14日以内に処理するものとする。

(後援等の取消し)

第8条 教育委員会は、後援等の承認後、当該事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援等の承認を取り消すものとする。

(1) 第4条及び第5条に規定する承認基準の要件を欠いたとき。

(2) 申請者が前条第4項及び第5項に規定する手続その他教育委員会が指示する事項に従わないとき。

(3) 申請の内容に虚偽があったとき。

(報告等)

第9条 後援等の承認を受けたものは、当該事業の完了後、1箇月以内に後援名義使用（共催）事業終了報告書（様式第6号）その他必要な書類を教育委員会に提出しなければならない。

（承認の決定等）

第10条 教育委員会事務局の課長及び教育機関の長は、所管課長等としてその所管する事務に関する事業について後援等の承認その他の事務を行う。

2 承認の可否に関する総括的な判断は、教育振興課長が行い、これをもって教育長に決定を諮るものとする。

（その他）

第11条 この基準に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この基準の施行の日の前日までに、三原市教育委員会の後援等に関する基準（平成17年3月22日施行）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この基準の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この基準は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年8月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年10月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。